

## 第十三章 發電水力と法規

各省官制から見ると逓信省が發電水力及電氣事業の監督を掌り、内務省が土木行政より農林省は農業、水産、林産の關係より夫々水力に關係を保つ。特に逓信省は資源開發の見地より、内務省は河川行政の見地より積極的に働らきかけて居る。然し逓信省が發電水力行政に必要上河川の流量を調査し地點を選定する事と電氣工作物として直接事務を行ふ外概ね地方長官が河川管理の第一次官廳として水力の監督を爲し各省に關係ある事務を取扱ふ。

法規から見ると逓信省に電氣事業法及自家用電氣工作物取締規程があり、内務省に河川法がある。即假に河川に堰堤を設けるとすればそれは電氣事業法第二條により電氣工作物であり。且河川法第十七條により河川工作物でもあり兩法の拘束を受ける。

水力の起業者の方面より見れば河川法施行區域並に準用河川關係から河川法に準據し、尙それ以外と雖公有水面使用の關係からして水力使用の許可を地方廳から得なければならぬ。即これで水利權が獲得された事となる。尙又電氣工作物施設の見地より逓信大臣の許可もそれに並行して受けなければならない（之等法規の關係は田中好氏著“土

木法規”に詳しい）。

地方廳の水力取締りは地方廳により多少異なつて居る。公有水面の使用として他の河川工作物と共に取扱つて居る縣もあるが、多くの縣は水力に對して特別に發電水力取締規則を設けてある。而して水力使用料として特別に料金を徴收し縣の有力な収入として居る所が多い。願書の形式並に取締りの方法等を窺知する爲めに次に長野縣の規則を掲げる。

### 長野縣發電水利使用規則

第一條 電氣發生ニ供スル目的ヲ以テ河川其他公有水面ノ水ヲ使用セントスルモノハ申請書ニ左ノ書類ヲ添ヘ知事ノ許可ヲ受クヘシ

1. 起業計畫説明書（第一號様式）
2. 起業ト公益事業トノ關係調書（第二號様式）
3. 工事費概算書（第三號様式）
4. 事業計畫及其收支概算書（適宜調製スヘシ）

申請書ニハ前項ノ外左ノ書類ヲ添付スヘシ

1. 會社ヲ設立セントスルモノニ在リテハ定款ノ謄本、組合事業ニ在リテハ其ノ定款若ハ規約書ノ謄本
2. 既設會社ノ事業ニ在リテハ現ニ長野縣内ニ於テ電氣事業經營ノ許可又ハ水利使用ノ許可ヲ受ケタルモノヲ除クノ外其ノ會社ノ登記簿ノ謄本及定款
3. 公共團體ノ事業ニ在リテハ起業ニ關スル決議書ノ謄本

第二條 本則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ百馬力以上ノモノニ在リテハ三通其他ハ二通ヲ作成シ直接之ヲ提出スヘシ

第三條 第一條ノ許可ヲ申請セントスル者ハ左ノ區別ニ依リ保證金ヲ納付スヘシ但シ公共團體ノ申請ニ係ル場合又ハ自家用電氣ニシテ其發電水力十馬力未滿ノ場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

百馬力未滿 百圓 百馬力以上五百馬力未滿 五百圓  
五百馬力以上千馬力未滿 千圓 千馬力以上五千馬力未滿 五千圓  
五千馬力以上一萬馬力未滿 壹萬圓 一萬馬力以上五萬馬力未滿 參萬圓 五萬馬力以上 五萬圓

前項ノ保證金ハ國債證券, 地方債券, 興業債券, 勸業債券, 貯蓄債券, 農工債券ヲ以テ納付スルコトヲ得

保證金ハ左ノ場合ニ之ヲ還付ス

1. 許可ヲ受ケタル工事竣工シタルトキ
2. 不許可又ハ却下ノトキ
3. 出願ヲ取消シタルトキ

第四條 本則ニ依リ許可ヲ受ケタル水ノ使用者ニ對シテハ其ノ使用料ヲ徵收スルコトアルヘシ

第五條 水利使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ起業計畫ニ從ヒ知事ノ指定スル期間内ニ左ノ申請又ハ届出ヲ爲スヘシ

1. 電氣事業經營許可ノ申請
2. 現ニ電氣事業ヲ經營スル者ニ在リテハ之ニ關スル起業目論見書又ハ工事設計書中ノ事項變更許可ノ申請
3. 自家用電氣工作物施設ノ届出又ハ認可ノ申請

前項ノ申請又ハ届出ハ水利使用許可以前ニ之ヲ爲スコトヲ得但シ第三號ノ届出又ハ申請ヲ爲シタルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ知事ニ提出スヘシ其ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可書及命令書ノ寫ヲ添附シ知事ニ届出ツヘシ

本條第一項ノ申請水利使用許可ノ一部ニ止マルトキハ其ノ事由並ニ殘部ニ對スル計畫ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

第六條 水利使用ノ許可ヲ受ケタルモノハ知事ノ指定スル期間内ニ左ノ書類ヲ具シ工事施行ノ認可ヲ申請スヘシ

1. 實施計畫説明書 (第四號様式)
2. 工事費豫算書 (第五號様式)

前項ノ認可ヲ受ケタル者ハ申請書類及認可書寫ヲ添へ遲滯無ク所轄工區主幹ニ届出ツヘシ

前項ノ規定ハ第七條第八條第三項第五項第六項並ニ第八項第十三條第十四條及第二十五條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條 水利使用ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ第一條又ハ第六條ニ依リ許可若ハ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキハ關係書類及圖面ヲ具シ知事ノ許可若ハ許可ヲ申請スヘシ

第八條 水利使用ノ許可ヲ受ケタルモノハ知事ノ指定スル期間内ニ工事ヲ施行スヘシ

工事施行ニ就テハ當該吏員ノ指揮監督ヲ受ケヘシ

天災其他不可抗力ニ因ル事故ノ爲メ期間内ニ工事ニ着手シ又ハ竣工スルコト能ハサルトキハ期間經過前ニ延期ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ハ天災其他不可抗力ニ因ル事故ノ止ミタル日ヨリ一ヶ月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

自己ノ過失ニ歸セサル正當ノ事由ニ依リ期間内ニ工事ニ着手シ又ハ竣工シ難キトキハ期間經過前ニ延期ヲ申請スルコトヲ得

延期ノ期間ハ通シテ原期間ノ半ヲ超ユルコトヲ得ス

知事ノ命ニ依リ設計ヲ變更シタルトキハ更ニ期間ノ指定ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ハ知事ノ命令ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算一ヶ月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス工事ニ着手シタルトキハ遲滯ナク其ノ月日ヲ知事ニ届出ツヘシ

第五條及第六條ノ期間ニ付テハ本條第三項乃至第五項ノ規定ヲ準用ス

第九條 工事ニ基因シ風致ヲ毀損シ又ハ其ノ虞アリト認ムルトキ

ハ許可ヲ受ケタルモノニ命シ植樹其他適當ノ施設ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十條 治水上障害ヲ來シ又ハ其ノ虞アリト認ムルトキハ許可ヲ受ケタルモノニ命シ其ノ障害ヲ除去セシメ又ハ之ヲ豫防スル爲必要ナル設備ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十一條 工事施行ノ爲必要ナル假締切假道其他ノ設備又ハ其ノ作業方法危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ許可ヲ受ケタルモノニ命シ其ノ危害ヲ豫防スルニ必要ナル施設又ハ措置ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十二條 公益ノ爲メ必要ナル工事又ハ他人ニ於テ知事ノ許可ニ基キテ施行スル水利其他ノ工事ニ因リ本則ニ依リ許可ヲ受ケタル事業ニ障害ヲ來シ若ハ變更ヲ生セシムルコトアルモ許可ヲ受ケタルモノハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十三條 工事竣功シタルトキハ其月日ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條 通水ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第十五條 事業ノ爲河川、道路、橋梁、用悪水路其他公共ノ既設工作物ノ變更ヲ要スルトキハ許可ヲ受ケタルモノハ當該行政廳又ハ其ノ管理者ノ許可若ハ承認ヲ受クヘシ

第十六條 事業ノ爲灌溉其他ノ水利及漁業ニ支障ヲ來タシ又ハ其ノ虞アルトキハ許可ヲ受ケタル者ハ關係者ト協議シ水路ノ改築其他適當ナル方法ヲ講スヘシ

前項ニ依リ工事ヲ爲サントスルトキハ關係者ト協議ノ願末ヲ具シ知事ノ許可ヲ受スヘシ

第十七條 公益ノ爲必要アリト認ムルトキハ期間ヲ指定シ引水ヲ停止シ若ハ引水量ヲ制限スルコトアルヘシ

第十八條 許可ヲ受ケタル者ハ夏冬ノ渇水時ニ於テハ毎月五回以上其他ノ時期ニ於テハ毎月二回以上同一ノ期間ヲ置キ流量及水

位ヲ測定シ翌年一月末日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第十九條 水路及附屬工作物並工事ニ伴ヒ施設シタル護岸其他ノ工作物ヲ監査シ必要アリト認ムルトキハ許可ヲ受ケタル者ニ命シ相當ノ工事若ハ設備ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第二十條 左ノ場合ニ於テハ許可ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ工事ノ變更中止ヲ命シ又ハ許可ノ條件ヲ變更若ハ増減シ又ハ現狀恢復ヲ爲サシムルコトアルヘシ

1. 公益上必要アリト認ムルトキ
2. 法律命令又ハ本則及認可ノ條件若ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ違背シタルトキ
3. 河川其他公有水面ノ狀況ノ變更其他許可ノ後ニ起リタル事實ニ因リ必要アリト認ムルトキ
4. 詐僞ノ手段ヲ以テ許可ヲ受ケタルトキ若ハ許可ニ錯誤アリタルトキ

第二十一條 左ノ場合ニ於テハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

1. 第五條及第六條ニ依リ指定スル期間内ニ其ノ申請若ハ届出ヲナササルトキ又ハ其ノ許可、認可ヲ得サルトキ若ハ許可、認可ヲ取消サレタルトキ又ハ失効ニ至リタルトキ
2. 第八條ニ依リ指定スル期間内ニ工事ニ着手又ハ竣功セサルトキ
3. 電氣事業ノ工事施行認可ヲ得サルトキ又ハ其ノ認可ヲ取消サレタルトキ
4. 中途ニシテ工事ヲ廢止シタルトキ
5. 會社解散シタルトキ
6. 營業ノ廢止又ハ滿期ノトキ
7. 許可年限滿了ノトキ
8. 許可ヲ受ケタル者死亡シ繼承者ナキトキ
9. 第六條ノ認可申請以前ニ會社成立セサルトキ
10. 創立總會ニ於テ本則又ハ許可ノ條件ヲ遵守シテ營業スルコトヲ議決セサルトキ

第二十二條 許可ヲ取消サレ又ハ許可ヲ消滅シタル場合ニ於テハ許可指令書ニ速カニ之ヲ返納スヘシ其ノ之ヲ消滅シタル場合ニ於テハ理由ヲ具シ知事ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ既設工作物アルトキハ許可ヲ受ケタル者ニ命シ其全部若ハ一部ヲ現形ノ儘無償ニテ官有ト爲スコトアルヘシ

第二十三條 許可ヲ受ケタル者ニ於テ本則及許可條件若ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ依ル義名ヲ履行セス若ハ履行スルモ必要ノ期間内ニ終了スル見込ナキトキ又ハ其履行ノ方法宜シキヲ得サルトキハ知事ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ代テ之ヲ執行セシムルコトアルヘシ

知事ニ於テ急迫ノ事情アリト認ムルトキハ第十條十一條又ハ十九條ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ命スヘキ事項ヲ自ラ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトアルヘシ

第二十四條 本則及許可條件若ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ依ル義務ノ爲要スル費用ハ總テ許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス前條ノ場合ニ於テ之ニ要スル費用ハ第三條ノ保證金ヲ以テ之ニ充テ保證金ナキトキ又ハ不足ヲ生シタルトキハ之ヲ追徴ス

本則及許可條件若ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ於テ損害ヲ蒙ルコトアルモ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十五條 許可ニ因リテ生スル權利義務ハ之ヲ他人ニ移轉シ又ハ貸付スルコトヲ得ス但シ左ノ場合ニ於テハ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

1. 工事竣功シタルトキ
2. 事業相當ニ進行シ成功ノ見込ミアリト認ムルトキ
3. 會社合併ニ因ルトキ
4. 會社ノ組織變更ニ因ルトキ

許可ヲ受ケタル者死亡シタル場合ニ於テ相續者カ前項ノ權利義務ヲ繼承セントスルトキハ戶籍抄本ヲ添ヘ遲滞ナク知事ニ願出許可ヲ受ケヘシ

本條第一項但書又ハ第二項ニ依リ權利義務ヲ移轉又ハ繼承ヲ許可スル場合ト雖モ本則ニ依リ既ニ指定シタル期間ハ之ヲ伸長セス

第二十六條 許可ヲ受ケタル會社發起人若ハ組員ノ追加脱退其他水利使用權者ニ關シ重要ナル事項ノ發生シタルトキハ遲滞ナ

ク知事ニ届出ツヘシ

第二十七條 共同出願ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ連帶責任ヲ以テ本則及許可條件若ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ因リテ生スル義務ヲ負擔スヘシ

第二十八條 本則ニ違反シ又ハ本則ニ依ル命令ニ遵ハサル者ハ五十圓以内ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ代表者ヲ罰ス

(第一號書式)

## 起業計畫説明書

### 第一 起業概要

1. 起業者ノ氏名 府縣郡市町村大字字番地 氏名  
“會社ナルトキハ會社名及主たる事務所ノ設置地”
2. 目的 電灯電力ノ供給又ハ何々用動力
3. 供給(使用)區域 府縣郡市町村一圓又ハ府縣郡市町村所在何々工場若ハ府縣郡市町村何々鑛山
4. 河川(他ノ公有水面ヲ含ム)名並取入口、放水口ノ位置  
河川名 幹川何河水系何川  
取入口 長野縣何郡市何町村大字何字何番地  
放水口 同縣何郡市何町村大字何字何番地
5. 使用水量 何秒時何立方尺
6. 有效落差 何十何尺(曲尺ニテ示スコト)
7. 理論馬力數 何馬力 “使用水量ニ有效落差ノ積ニ 0.1 ヲ乘シタルモノトシ且二十五馬力以上ノモノニアリテハ小數以下四捨五入スルコト”
8. 發電力 何 “キロワット”
9. 使用期間 許可ノ日ヨリ何十ヶ年

## 10. 事業ノ進行見込期間 “實際ノ必要ニ依リ記載スルコト”

(1) 水利使用規則第五條ノ電氣ニ關スル事項申請又ハ届出期間水利使用許可ノ日ヨリ何ヶ月又ハ大正何年何月何日迄

(2) 同上第六條ノ工事施工認可申請期間電氣ニ關スル事項許可認可又ハ届出ノ日ヨリ何ヶ月又ハ大正何年何月何日迄

## 第二 水路工事

## 1. 計畫説明大要

(1) 水路總延長 何千何百何十間 (2) 水路勾配 何千分ノ一 (3) 引用方法ノ大要 何々 特ニ貯水池 “又ハ河水ノ調整池”ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ計畫ノ大要ヲ記載スルコト

## 2. 工作物ノ種類及構造ノ大要

(1) 種類、堰堤、取入口、隧道、開渠、何々 “規定圖ニ示シタルモノノ種類ヲ記載スルコト” (2) 堰堤(第何號圖參照) 位置 右岸長野縣何郡市町村大字何字何番地 左岸同縣何々…番地 何々 “構造ノ大要ヲ説明シ特ニ流木路、魚道、舟筏路、土砂吐ノ構造ヲ附記スヘシ” (3) 取入口(第何號圖參照) 何々 “構造ノ大要ヲ明記スルコト” (4) 隧道(第何號圖參照) 何々 “構造ノ大要ヲ明記スルコト” (5) 何々 何何 “以下工作物ノ種類毎ニ其ノ構造ノ大要ヲ記載スルコト”

## 3. 掘鑿土砂ノ數量及處理方法

數量 何千坪 “見積ノ根據ヲ(地質ニ應シ相當割増ヲ見込ミ其ノ増率ヲ附記スルコト) 附記スルコト”

處理方法 何々 “水路豫測平面圖ニ示シタル土砂捨場一ヶ所毎ノ見積容量ヲ記載シ且ツ流出防止ノ爲工作物ヲ設クルモノニアリテハ其ノ構造ノ大要、流出ノ虞ナシト認メタルモノハ其ノ根據ヲ説明スルコト”

## 4. 切取盛土法面ノ保護方法 何々

## 5. 水路開鑿ノ爲水路經過地域ニ於ケル山地崩壞防止ノ方法 何々

## 第三 “使用河川ノ流量測定(百馬力未満ノモノニ在リテハ省略スルコトヲ得)

1. 流域面積何方里何々 “方里ヲ單位トシテ一方里ニ滿タヌモノハ其ノ小數ヲ以テ表ハスコト”

2. 流域ニ於ケル植林狀態 “裸地、耕地、林野ノ面積ノ歩合ヲ附記スルコト”

3. 使用河川ノ流量及其ノ測定ノ方法、時期、 “水量測定ハ前後地形同一ノ場所ヲ選ミ異リタル數種ノ方法ニヨリ且濁水時ニ於テ數回之ヲ行フコト” 流量 何個、別紙流量計算書(第何號) “測定ノ方法時期ハ可成計算書ニ記載スルコト” 測定個所ノ横斷面圖(第何號)參照

4. 使用水量決定ノ理由 何々 “使用河川ノ流量ト對比シ決定シタル理由及濁水量ヲ超過シテ使用セントスルトキハ其ノ事由ヲ附記シ 尚灌溉其他既許可ノ水利事業並舟筏、流木等ニ關係ヲ有スルモノニアリテハ之等ノ關係ヲ附記スルコト 但シ第二號様式起業ト公益事業トノ關係調査參照”

5. 發電所及取水口附近ニ於ケル最高水位、平水位、最低水位

6. 使用河川ノ勾配及河床 何々 “取入口ノ上流一千間ノ地點ヨリ放水口ノ下流一千間ノ地點ニ互ル使用河川本流ノ勾配並其ノ河床ノ狀態ヲ記載スルコト”(水量ニ關スル擔當技術者住所氏名ヲ記載スルコト)

起業計畫説明書ニハ左ノ圖表ヲ添付スヘシ

1. 供給(使用)區域圖 “供給區域又ハ鐵道若ハ軌道經過地ヲ陸地測量部出版五萬分ノ一地形圖ニ記入スルコト”

2. 水路一覽圖 “同上圖面又ハ之ト同等ノ圖面ニ堰堤、取水口、隧

- 道、開渠、發電所、放水口等ノ位置並流域境界線ヲ記載シ尙附近ニ於テ灌溉其他既許可ノ水利事業アルトキハ其ノ位置ヲ記載シ欄外ニ其ノ事業者名ヲ記載スルコト特ニ貯水池又ハ河水ノ調整池ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ位置ヲ記入スルコト”
- 水路豫測平面圖 “縮尺一萬分ノ一以上トシ地形ノ概略ヲ表ハン地名ヲ詳記シ堰堤、取入口、隧道、開渠、暗渠、水槽、發電所、放水口、其他主要工作物ノ位置並掘鑿土砂捨場ノ位置及高程基準標ノ位置並取水口、堰堤ノ爲洪水時ニ於ケル水面ノ隆起ニ起因スル影響ノ範圍ヲ記入スルコト特ニ道路橋梁、用惡水路其他公共ノ既設工作物ノ位置ヲ表ハスコト”
  - 水路豫測縱斷面 “圖縮尺横六千分ノ一以上トシ縦二百分ノ一以上トシ堰堤取水口、隧道、開渠、水槽、發電所、放水口、其他主要工作物ノ位置並水路ヲ横斷スル道路、橋梁、用惡水路其他公共ノ既設工作物ノ位置及取水口及發電所附近ニ於ケル堰堤築造前及築造後ノ最高水位、平水位、最低水位ヲ記入スルコト但シ高低ノ基準ハ可成陸地測量部ノ水準線ニ準據シ尙必ス取水口及放水口附近ノ高低基準標ヲ置キ其ノ高ヲ附記スルコト”
  - 河床縱斷面圖 “縮尺横六千分ノ一縦二百分ノ一以上トシ取水口堰堤ノ高及其ノ上流（取水口堰堤ノ爲洪水時ニ於ケル水面ノ隆起カ影響スル範圍内）ニ於ケル使用河川本流ノ河床ノ狀態並道路、橋梁、用惡水路其他公私ノ既設工作物ノ位置及高ヲ表ハシ且最高水位、平水位、最低水位及取水口、堰堤ノ爲洪水時ニ於テ隆起スル水面ヲ記入スルコト”
  - 堰堤及水路ノ定規圖 “縮尺ハ適宜トシ形狀材質及構造ノ大要ヲ示スコト”
  - 水路ノ流量計算書 “水路ノ定規圖毎ニ調製シ符號ヲ附シ對照ニ便ナラシムルコト”
  - 使用河川ノ流量計算書（説明書第三號ノ三參照）

- 使用河川ノ流量測定箇所ノ横斷面圖 “縮尺ハ適宜トシ測定ノ箇所毎ニ調製シ且各斷面ハ之ヲ數個ニ區畫シ其ノ區畫毎ニ幅深濕潤、周界及最高水位、最低水位、平水位ヲ詳記シ流量計算書ト對照ニ便ナラシムルコト”
- 雨量觀測表 “附近觀測所ノ調査ニシテ五年以上ニ互ル月表並二年以上ノ日表”

## (第二號様式)

起業ト治水其他公益事業トノ關係調書（百馬力未満ノモノニ在リテハ省略スルコトヲ得）

- 取水口堰堤ノ爲洪水時ニ於ケル水面ノ隆起ニ基因スル影響ノ程度並之ニ關スル施設ノ大要 洪水時ニ於ケル水面ノ隆起堰堤ニ於テ何尺“洪水量、引用水量、越水量其他ノ影響ノ程度ヲ決定シタル根據（算式トモ）ヲ附記スルコト” 嵩水量ノ影響約何間 何郡道ニ氾濫スル虞アルヲ以テ何々々（其ノ工法ハ何何又ハ何々橋ヲ高ム其ノ工法何々地内堤防ノ越水スルノ虞アルヲ以テ上置工事ヲ施工ス其ノ工法何々ニ依テ對岸ニ影響ヲ及ホスヲ以テ之ニ對シテハ何々々其ノ工法何々等
- 灌溉其他既許可ノ水利事業ニ及ホス影響ノ程度並之ニ關スル施設ノ大要 取水口、放水口間及其ノ上下附近ニ於テ本起業ノ爲影響スルモノナシ又ハ何々堰灌溉反別何町歩ノ灌溉ノ爲濁水時期何立方尺ノ分水ヲ爲ス等
- 舟筏ノ通航、流木及漁業ニ及ホス影響ノ程度並之ニ關スル施設ノ大要 舟筏ノ通航或ハ流木ノ慣行ナシ、若ハ漁業ノ利ナシ又ハ堰堤ニ舟筏路若ハ魚道ヲ設クルヲ以テ之ニ對シ影響ヲ及ホスコトナシ（第何號堰堤圖參照）等
- 名勝舊跡等ニ及ホス影響ノ程度並之ニ關スル施設ノ大要 本事業ノ爲名勝舊蹟等ニ影響ヲ及ホスコトナシ又ハ發電所附近

ニ何々アリ其ノ風致ヲ損スルノ虞アルヲ以テ附近ニ植樹又ハ何々張芝ヲ爲ス等

5. 河川, 道路, 橋梁, 用悪水路, 其他公共ノ既設工作物ニ影響ヲ及ホス程度並之ニ關スル施設ノ大要 本事業ノ爲既設工作物ニ影響ヲ及ホスコトナシ又ハ何々道路若ハ何々用悪水路ノ附換ヲ要ス其ノ方法(第何號水路豫測平面圖)ノ通ニシテ其ノ工法ハ何々等
6. 貯水池設置ニ因リ流出量ニ増減ヲ來スノ結果使用河川ノ下流ニ於ケル用悪水路, 舟筏ノ通航及流木ニ及ホス影響ノ程度並之ニ關スル施設ノ大要 何々
7. 放水口ヲ他ノ河川ニ設ケル場合關係河川ノ治水及水利上ニ及ホス影響ノ程度並之ニ關スル施設ノ大要 何々

(第三號様式) 工事費概算書(略)

(第四號様式) 實施計畫説明書(略)

以上規則を讀めば水利權の出願並に工事施行ノ手續等を知る事が出来る。此ノ水力使用に對する縣廳ノ手續と並行して逓信省に電氣事業又は自家用電氣工作物施設ノ手續を爲す必要がある。これに關する法規を次に拔萃する。

## 電氣事業法

第三條 電氣事業ヲ營マントスル者ハ左ノ書類ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

1. 起業目論見書
2. 工事設計書
3. 工事費概算書
4. 事業上ノ收支概算書

電氣事業者前項ノ書類ニ掲グル事項中重要ナルモノヲ變更セシ

トストキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 電氣事業者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請シ, 工事ニ着手シ及其ノ事業ヲ開始スベシ  
主務大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

第五條 電氣事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ工事ヲ施行シ又ハ電氣工作物ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十七條 左ノ場合ニ於テハ第三條ノ許可ハ當該範圍ニ付其ノ效力ヲ失フ

1. 指定ノ期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請セズ, 工事ニ着手セズ又ハ事業ヲ開始セザルトキ
2. 工事施行ノ認可ナキトキ
3. 供給事業ノ全部又ハ一部ニ付廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ
4. 電氣事業會社ガ解散シタルトキ

## 電氣事業法施行規則

第十二條 電氣事業法第三條ノ許可ニ伴フ工事ヲ施行セントスルトキハ逓信大臣ニ認可ヲ申請スベシ但シ電氣供給用ニシテ使用電壓三萬五千ヴォルト以下ノモノニ關シテハ發電所ヲ設置セズ又ハ第九條ニ掲グル事項ヲ變更セザル場合ニ限り所轄逓信局長ニ認可ヲ申請スベシ  
前項ノ規定ハ高壓又ハ低壓ノ配電工事(電力供給ノミヲ目的トスル供給區域ニ對スルモノヲ除ク)ニシテ關係ノ發電所, 受電地點, 變電地點, 變電所等ニ付工事施行ノ認可ヲ受ケタルモノニ關シテハ第九條ニ掲グル事項ヲ變更セザル場合ニ限り之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テハ工事着手前共ノ旨ヲ所轄逓信局長ニ届出ヅベシ

第十三條 前條ノ規定ニ依ル工事施行認可ノ申請ハ電氣事業法第三條ノ許可ノ申請ト同時ニ之ヲ爲スコトヲ得

工事ノ全部ニ付一時ニ前條ノ規定ニ依ル工事施行ノ認可ヲ申請スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ分割シテ認可ヲ申請スルコトヲ得

第十四條 第十二條ノ規定ニ依ル認可ノ申請書又ハ届書ニハ左ノ書類圖面ヲ具備スベシ

1. 工事設計明細書 2. 實測圖 3. 工事費豫算書 (第三號様式ニ依リ調製スベシ)

前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

1. 工事落成期限書 (工事ヲ區分シテ施行スル場合ニ於テハ其ノ區分毎ニ記載スベシ) 2. 許可ヲ受ケタル者會社發起人ナルトキハ會社登記簿ノ謄本 (第九十二條第一號届出ヲ爲シタル場合ヲ除ク)

第十五條 電氣供給事業ノ工事設計明細書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

1. 總出力 (第五條第一項第一號ニ準ジ記載スベシ但シ工事施行ノ認可ヲ受ケタル他ノ發電所及受電地點アルトキハ其ノ出力ト合成シタルモノヲ落成ト未落成トニ區別記載スベシ) 2. 發電設備 (發電所ノ名稱及位置 “道府縣郡市町村名及地番ヲ記載スベシ” ヲ掲ゲ發電所毎ニ記載スベシ)

(1) 發電所ノ出力 (第五條第一項第二號(三)ニ準ズ)

(2) 原動力設備

(甲) 水力設備

(イ) 河川又ハ湖沼名並ニ取水口及放水口ノ位置

(ロ) 使用水量 (單位毎秒立方メートルトシ常時特殊等ノ區別ニ依リ記載スベシ)

(ハ) 有效落差 (單位メートルトシ計算書ヲ添附スベシ)

(ニ) 理論水力 (單位キロワットトシ左ノ算式ニ依リ計算スベシ 理論水力 = 使用水量 × 有效落差 × 9.8)

(ホ) 引水方法 (取水口ヨリ放水口ニ至ル引水方法ヲ記載スベシ)

(ヘ) 水路工作物

堰堤 (取水口ニ於ケルモノ又ハ貯水池若ハ調整池ニ於ケルモノノ別、構造、材料、施工方法及地質並ニ可動堰、捲上裝置、土砂吐、機械器具其ノ他附屬設備及流木路、魚道其ノ他附帶設備)

取水口 (構造、制水門、塵除、流木除、氷雪除其ノ他取水口ニ於ケル施設)

導水路 (互長、隧道、開渠、蓋渠、樋、水路管、水路橋等ノ長、勾配、構造及施行方法、土砂吐、餘水吐、監視孔、水量測定設備)

沈砂池 (構造、土砂、沈澱及排除ノ方法、制水門、土砂吐等)

水槽 (構造、制水門、塵除、土砂吐、餘水吐、餘水路)

水壓管路 (水壓管ノ構造、條數、太サ、長、厚、保安裝置其ノ他附屬設備ノ大要、水壓管支持施設)

吸出管 (型式及吸出高)

放水路 (互長、勾配、構造及施工方法)

堰堤、水路斷面、調整水槽、水壓管路其ノ他特殊ノ工作物ノ大サ及強度ノ計算書ヲ添附スベシ

(ト) 貯水池、調整池 (全容量、有效容量、利用水深、水位ト有效容量トノ關係、泄水面積及使用方法、餘水吐、土砂吐、排水路、側壁、底面工事等) 有效容量ノ計算書ヲ添附スベシ

(チ) 水車 (種類、型式、キロワット數、回轉數、調速機ノ種



## 類, 箇數 “常用ト豫備トノ別”)

工作物ノ構造及機械器具ノ裝置ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示スベシ

## 第十七條 實測圖ハ左ノ各種トス

1. 水路, 貯水池及調整池實測平面圖 (縮尺ハ五千分ノ一以上トシ堰堤, 取水口, 制水門, 沈砂池, 隧道, 開渠, 蓋渠, 樋, 水路管, 水路橋, 貯水池, 調整池, 水槽, 餘水路, 水壓管, 發電所, 放水路其ノ他ノ工作物ノ位置, 其ノ近傍及經過地ノ道府縣郡市町村ノ境界, 名稱, 地勢等ヲ記載スベシ)
2. 水路, 貯水池及調整池實測縱斷面圖 (縮尺ノ長ハ平面圖ト同一ニシテ高ハ二百分ノ一以上トシ堰堤, 取水口, 制水門, 沈砂池, 隧道, 開渠, 樋, 水路管, 水路橋, 貯水池, 調整池, 水槽, 餘水路, 水壓管, 發電所, 放水路其ノ他ノ工作物ノ位置, 基準線“高ハナルベク陸地測量部水準ニ準據スベシ”距離, 遞加距離, 地盤高, 切取, 盛土ノ高, 水路, 貯水池, 調整池ノ底面ノ高, 計畫水位“水面勾配ヲ記入スベシ”取水口及放水口ノ最高水位, 平水位, 最低水位ヲ記載スベシ)
3. 水路, 貯水池及調整池實測橫斷面圖 (縮尺二百分ノ一以上トシ計畫水位, 法勾配, 法面保護工事等ヲ適當ノ斷面ニヨリ保護スベシ)